

## **(別紙 1) 補助事業における「利益等排除」について**

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、当該経費については、次の基準により補助対象経費から除外します。（利益等排除）

### **利益等排除の対象となる調達先**

補助事業者が以下の(1)～(2)の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条において定義される親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- (1) 補助事業者自身
- (2) 補助事業者の関係会社

### **利益等排除の方法**

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価を言います。

なお、補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。